

ふくしま

(題字：新栄町 山名 連さん)

第108号

平成28年2月1日発行

議会だより

発行：福島町議会
Tel 0139-47-2215



◆福島町総合戦略に関する調査特別委員会◆

新たに制定する4条例
人口ビジョン・総合戦略を調査

2
ページ

◆定例会12月会議◆

町長公約の新たな条例スタート!

10
ページ

◆議会諮問会議から答申◆

議会・議員活動のさらなる充実を

16
ページ

木工体験教室 (認定こども園福島保育所)
講師～渡島総合振興局西部森林室管理課

写真提供：福島フォトサークル

調査特別委員会～

新たに制定する4条例 人口ビジョン・総合戦略を調査

定例会10月第2回会議で平野隆委員長ほか8名（溝部議長を除く）の委員により構成する「福島町総合戦略に関する調査特別委員会」を設置し、11月30日から12月3日までの4日間、調査を行いました。



やるべ福島イカまつり（8月）



女だけの相撲大会（5月）

【調査概要】

町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある福島町を維持していくために、「人口ビジョン・総合戦略」の策定を進めています。（定例会2月会議において審議予定）

議会としては、議会基本条例の目的にもある「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を実践する取り組みとして、その内容等を集中的に調査・審議するため特別委員会を設置し、4回にわたり調査しました。

また、町では、鳴海新町長の公約に基づく施策を盛り込んだ第5次総合計画（案）の改訂を行ったとのことであり、町の諸計画の最上位に位置する総合計画と「人口ビジョン・総合戦略」との整合性が図られているか、さらに、議会としてはすでに平成27年6月22日付けで「第5次総合計画策定に関する調査特別委員会」として意見を提出しているので、改訂案の内容等と併せ「目指すべき福島町の将来像が明確に明示されているか」も調査しました。その主な内容は次のとおりです。

第1回目（平成27年11月30日（月））

「人口ビジョン・総合戦略（案）」と「第5次総合計画（改訂案）」のこれまでの策定経過及び総合計画に関連し、新たに制定しようとする①人財育成基金条例（案）について、資料に基づき質疑及び意見交換を行った。

～総合戦略に関する 人口の減少に歯止めを 住みよい環境の確保を 活力ある福島町を



南北海道駅伝競走大会 (11月)



福島大神宮例大祭 (9月)

第2回目 (平成27年12月1日(火))

第5次総合計画等に関連し新たに制定しようとする条例(案)②公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(案)、③空家等の適正管理に関する条例(案)、④がんなんかに負けない基本条例(案)並びに第5次総合計画基本構想、基本計画(改訂案)第1章産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人材育成)について、資料に基づき質疑及び意見交換を行った。

第3回目 (平成27年12月2日(水))

第5次総合計画基本計画(改訂案)第2章町民の安心安全な暮らし・がん予防対策の充実(保健・医療・福祉)、第3章豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実(生活環境・定住対策)、第4章学び合ひ、たくましい人を育てる(教育・文化)、第5章協働のまちづくり・行財政運営の充実(住民活動・行財政)について、資料に基づき質疑及び意見交換を行った。

第4回目 (平成27年12月3日(木))

第5次総合計画前期実施計画・展望計画(改訂案)、人口ビジョン・総合戦略(案)、第2次まちづくり行財政推進プラン(改訂案)について、資料に基づき質疑及び意見交換を行い、委員会としての意見の取りまとめを行った。

4 条例を新たに制定！ 人財育成基金 指定管理者

人財育成基金条例

【条例制定の目的】

各分野における町の将来を担うリーダー等の人材育成を目的に人財育成基金を設置するものです。「人財」には人を「材料」ではなく「財産」として捉えることを強く意識することの思いが込められています。

【条例制定に向けた考え方】

人財育成基金は取り崩し型とし、運用は町事業への財源充当と町民等に直接助成できるようにするものです。今後、人材育成に関する財源は、原則、この基金で全て賄うこととします。町民等への助成に関しては、要綱を整備し対応します。

【想定されるもの】

- 高校存続対策（魅力ある高校）関係
 - ・ホームステイ及び下宿等に対する補助
 - ・ふるさと留学生
 - ・海外研修及び海外修学旅行への補助
 - ・普通自動車運転免許取得助成金
 - ・国家試験受験料の補助
 - ・高度な検定等に係る検定料補助
 - ・部活動の地区大会への参加及び出場への助成
- その他
 - ・小中学生の研修助成（海外研修）
 - ・町民の仕事に関する資格取得のための費用助成（検定料、受講料、旅費等）
 - ・事業者の経営に関する資格取得のための費用助成（検定料、受講料、旅費等）
 - ・スポーツ・芸術・文化の講演、指導者養成のための費用助成（講演料、検定料、受講料、旅費等）

必要額については、各団体並びに関係者と協議のうえ、要綱等を整備して予算措置を行います。現段階では1,223万円と想定し、既存施策分と合わせて年間2,300万円を目途に人財育成事業を進めたい。

◎既存の人財育成に関する施策

- (1)ふるさと応援基金補助交付（要綱）
- (2)産業活性化サポート事業補助金交付（要綱）
- (3)農林水産業担い手支援事業
- (4)児童生徒の対外競技等参加経費補助（要綱）
- (5)福島商業高等学校生徒の対外競技等参加経費補助（要綱）
- (6)産学官連携活性化事業
- (7)基礎学力向上対策事業
- (8)ALT招致事業

【基金の積み立てに要する予算】

平成28年度以降の積立限度額(年度)を5,000万円と見込み、過疎対策事業債により平成32年度までの5年間積み立て、総額2億5,000万円の基金を確保します。

【要綱整備】

目的を各分野における町の将来を担うリーダー等の育成に置いていることから、各団体並びに関係者と協議のうえ、それぞれの実態とニーズにあった助成内容としていくことが必要になります。

平成28年6月末を目途に要綱を整備し、広く町民等にその制度を周知しながら、平成28年度途中からの本格運用を目指します。

委員会意見

基金造成の財源として、過疎対策事業債（ソフト）〔以下：過疎債〕の第1次申請分を充て、今まで充当していた過疎債事業については、超過分の過疎債による財源措置とする方針とのことですが、近年、各市町村においても、過疎債の活用により人口減少対策を行っており、全道枠での過疎債が不足している現状では、超過分の起債枠の確保は厳しい状況であると考えます。過疎債の超過分の確保に向けた要望活動を積極的に行うことを強く希望する。

また、基金を支消する事業選定や町民等への助成に関する内容等の要綱整備は、平成28年6月末を目途に整備し、平成28年度途中から本格運用することとありますが、要綱整備に当たっては、町内企業、関係団体と十分協議され福島町の将来を担う人財育成が確実に行われることを期待する。

なお、道立福島商業高等学校の存続対策に係り新たに示された支援策の6項目については、特別委員会開催中に委員間討議を行い、早急に実施すべきであるとの意見に集約された、各方面へこれまでの支援策や新たな支援策のPRを早急に実施し、入学生20名が確保されることを期待する。

公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例

【条例制定の目的】

職員定数が減少していく中で、町民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とする指定管理者制度を導入するための手続き条例を制定するものです。

【これまでの経緯等】

指定管理者制度は、平成16年頃から始まった官から民への行政改革の大きな柱として、議会とも協議を進めてきたところでもあります。条例制定に至らなかった大きな理由（課題）の1点目は、管理を担うことのできる地元業者の育成です。制度を導入し、結果として町外事業者だけになってしまう危険性が心配されることから、民間事業者育成の視点が不足しているとの内容です。2点目は、委託料の予算額をかなり絞り込んでいるため経費節減には結びつかないことです。

今回の条例制定に向けた、1点目の対応としては行政としても地域おこし協力隊員を中心に指定管理者を担うことのできる法人（NPO法人等）の設立に向けて、精力的に取り組みを進めることとしています。2点目につ

いては、制度導入により委託料（指定管理料）として一般財源を現行より少なくすることは難しいと思いますが、運営に関わる町職員の業務量が軽減され、目には見えませんがその部分の人件費が減少することになります。以上のように課題を整理し制度導入を進めようとするものです。

委員会意見

公共施設の指定管理を担う法人（NPO等）の設立に向けて精力的に取り組みを進めるとのことだが、制度導入に向けたスケジュールが制度導入計画の検討から始まり指定管理者による管理運営が平成30年4月から実施予定となっているので、隣町等の先進事例等を基に十分検討され、早期に指定管理者制度を実施できるよう努力されたい。

また、制度導入計画の検討に当たっては、対象施設の選定や委託料の積算、管理・運営方法など資料を精査し当議会に提示されたい。

がんなんかに負けない基本条例

【条例制定の経緯】

がんは、昭和56年より国民の死亡原因の第1位となっており、生涯のうちに約2人に1人は、がんにかかり、3人に1人はがんで亡くなると言われている「国民病」です。

国は、平成18年度に「がん対策基本法」を制定。平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」では、がん検診受診率50パーセント以上を目指す等としております。北海道でも平成23年度に「北海道がん対策推進条例」を制定。当町でも平成19年度に「福島町健康づくり推進計画」を策定し、予防対策に努めてきたところ

です。しかし、当町のがん検診の受診率は、依然として低い状態であり、検診の無料化をはじめ、予防の普及啓発活動の強化など、予防医療に重点を置いた施策を推進するため、「がんなんかに負けない基本条例」を制定しようとするものです。

【がん検診を無料化】

各種がん検診を無料化することで、検診率が高まり、早期発見・早期治療につながり、結果として医療費の抑制が図られることとなります。

- ・大腸がん検査
- ・胃がん検診
- ・肺がん検診（レントゲン・喀痰〔かくたん〕）
- ・乳がん検診
- ・子宮がん検診（頸部・体部）
- ・前立腺がん検診
- ・ABC検診

【普及啓発活動の強化】

平成20年度に施行した「たばこ禁煙・分煙対策推進登録制度実施要綱」に基づく、禁煙・分煙の強化をはじめ、「健康ポイント制度」の創設など、様々な視点でがん予防に関する普及啓発活動に積極的に取り組みます。

委員会意見

道内での条例制定が少ない中で、がん予防の普及啓発活動の強化など、予防医療に重点を置いた「がんなんかに負けない基本条例」の制定は大変良いと思慮する。

条例の目的である町民の大切な命を守るとともに、がんなんかに負けない社会の実現に向けて、がん予防の普及啓発活動の強化を図り、各種がん検診の受診率の向上に取り組むことを期待する。

老朽化した空家等に行政としても対応

空家等の適正管理に関する条例

【条例制定の考え方】

当町においても急激な過疎化の進行により老朽化した空家等が増加している。近年、空家等に起因する苦情が町民から寄せられるようになり、特に秋の台風時期や冬の豪雪などにおいて周辺住民の不安の声が多くなってきている。

こうした状況に対応する全国初の条例が、平成22年7月に所沢市で制定され、道内でも滝川市などで同様の条例が制定されている。

条例制定にあたり先進地等の条例を参考にしながら課題や問題点を整理しています。

【条例の目的】

空家等の適正管理について所有者等の責務を明らかにし、適正な管理を促し、特定空家等となることを防止するとともに、管理不全の空家については、その早期解消を促し、町民の良好な住環境を確保し、安全・安心で住みよいまちの実現に寄与することを目的とします。

※特定空家等とは

- ・倒壊等が懸念され保安上危険となる恐れのある状態
- ・著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ・適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態



【代執行】

特定空家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行い、さらに命令を受けた者がこれを履行しない場合は、行政代執行法により必要な措置を行い、その費用を徴収することができることになっております。

【解体等に対する助成】

空家等のうち解体、撤去及び処分補助対象となるものに対し、補助対象工事に要した費用の2分の1（上限60万円）を補助します。

空家調査集計表〔平成27年11月現在〕

（単位：軒）

地区名	空家件数	地区名	空家件数
松浦	14	福島 2	8
吉野	13	館古	8
館崎 2・3	12	福島 1	16
館崎 1	19	月崎 1	19
吉岡 1	10	月崎 2	14
吉岡 2	8	塩釜	16
吉岡 3・美山	7	浦和	8
豊浜	11	岩部	12
宮歌	20	丸山団地	2
白符	32	緑町	13
日向 2	16	新栄町	2
日向 1	16	三岳 1	13
日向 3	7	三岳 2	15
福島 4	11	千軒	23
福島 3	4	合計	369

委員会意見

空家等の適正管理に関する条例（案）制定に関し、町内の空家等を調査した結果は、示された資料から空家件数が369件で特定空家（飛散の可能性あり、倒壊の危険性あり）が89件となっている。

特定空家の周辺住民からは、飛散など不安の声が多く寄せられている状況であり、早急に空家管理台帳を整備し、所有者等を特定し、条例に基づく指導、助言及び勧告を実施する事を期待する。

また、定期的に町内会長等と協議し、空家管理台帳を更新するなど、特定空家の発生を未然に防ぐため早い段階での指導、助言を期待する。

完全に空家及び年に数回しか管理者が来ない空家も相当数あるので、空き家バンク等への登録を促し、移住者への定住対策に繋げることを期待する。

町内会連合会役員8名をもって構成する審議会の審議事項である第9条に規定する代執行に関する内容は、審議会委員の負担が大きいと思慮されるので再検討を期待する。

人口ビジョン

～2040年に2,200人台を維持～

【人口減少に関する現状と課題】

当町では、1955年（昭和30年）の13,428人をピークに減少が続いており、現在は半数以下の規模になっています。

減少の推移は、出生数よりも死亡数が上回る状況と、他町からの転入数よりも町外への転出数が上回る状況が長期にわたって続いています。

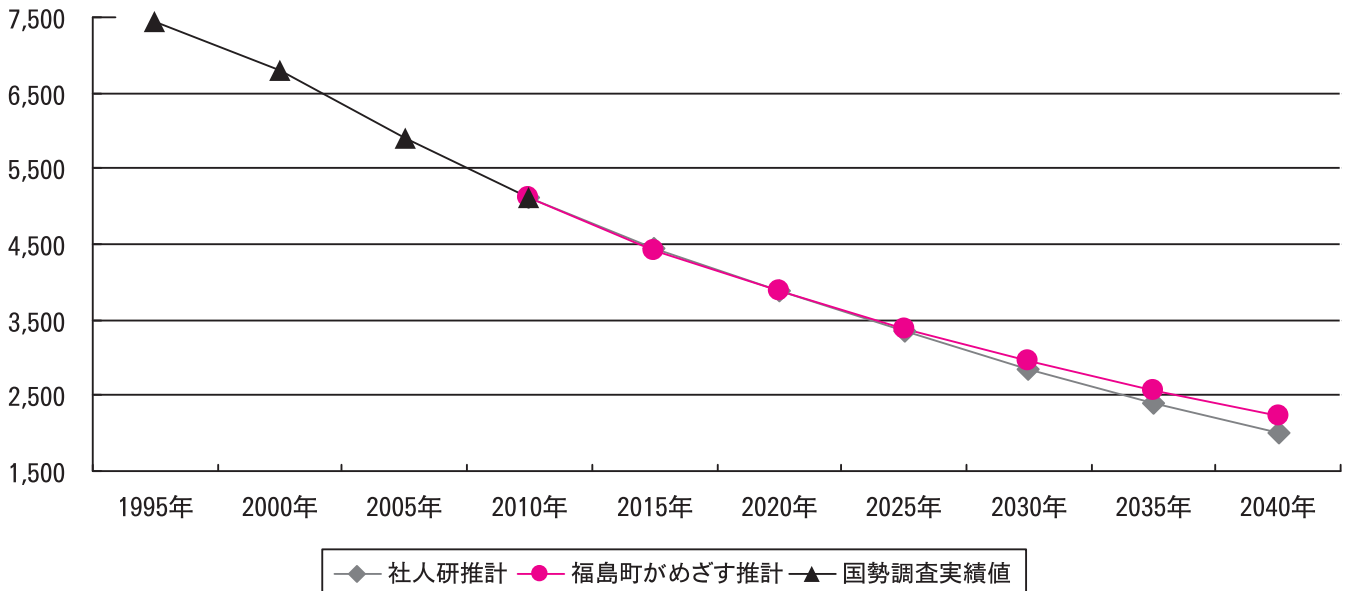
この状況が今後も続くと、人口減少、少子化、高齢化はさらに進展し、町民の生活や産業振興、町財政運営などに悪い影響を与え、福島町の存続が懸念されることとなります。人口減少を抑制するための、早急な対策が必要です。

◎福島町の人口減少の主な要因

- (1)生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の転出が多く、道外で働く出稼ぎの人たちも多い。
- (2)加工業など第2次産業の減少が進んでいる。
- (3)出産・子育て世代の転出が多く、合計特殊出生率が低い。
※合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。
- (4)社会減少が人口減少に大きな影響を与えている。

新たな対策を講じ、 次の将来人口を目標とする

社人研推計と福島町がめざす推計の比較（総人口）



※社人研とは…国立社会保障・人口問題研究所のこと。

(単位：人)

	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研推計					4,449	3,888	3,353	2,854	2,407	1,997
福島町がめざす推計					4,407	3,877	3,388	2,958	2,573	2,225
国勢調査実績値	7,430	6,795	5,897	5,114						

7 福島町議会だより

－第108号 平成28年2月1日発行－

総合戦略

～具体的な目標値を設定し実現を目指す～

【策定の趣旨】

総合戦略は、急激に進む人口減少のスピードを抑制し、一定の人口規模を維持することを目的として策定します。

策定にあたっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案するとともに、第1章の「人口ビジョン」で示した、人口減少に関する現状と課題や目指すべき将来人口を踏まえ、人口減少を抑制する基本的な方向や取り組みについて取りまとめています。

【実施期間】

総合戦略の実施期間は、2015年度（平成27年）から2019年度（平成31年）までの5年間とします。

【総合計画との関係】

総合計画と合わせて一体的に推進管理していきます。

【目標人口】

総合戦略が終了する2020年度（平成32年）に約3,900人を維持することを目標とします。

【推進体制】

町民をはじめ、当町に関わる機関や団体の代表等による「地方創生推進会議」を設置し、毎年度、内容を検証し、そこでの意見を踏まえて、施策や関連事業の見直しなどを行います。

【推進方法】

総合戦略では、基本目標ごとに「目標数値」を設定し、施策ごとに「重要業績評価指標（KPI）」を設定しています。これらの数値目標の進捗等についても確認し、見直しを行ううえでの参考とします。

基本目標1 産業の再生による雇用を創出し、次世代を担うリーダー等を育成する

- 【数値目標】
- ・ 就業者数1,750人（平成32年度）
 - ・ 漁業協同組合員数176人（平成31年度）

【施策の背景、必要性など】

農林水産業や水産加工業では、従事者が高齢化し、担い手が不足しています。これらは、当町の雇用と経済を支える重要な産業であり、人口減少を考えるうえで再生が不可欠です。そのためには、次代を担う新たな人材が必要であり、町外からの希望者に継承することも含め、広い視野で担い手を増やしていくことが必要です。

漁業では、育てる漁業を拡大していくことが必要です。

農業については、専業農家を増やすため「福島版営農モデル」を確立し専業農家を増やしていくことが必要です。

水産加工業

◎就業者を確保し、安定的な生産体制を確保する

- ・ 就業者の確保を支援する。
- ・ 外国人研修生の受け入れ体制の整備を支援する。

■重要業績評価指標（KPI）

- ・ 水産加工業就業者数
H27 302人 → H31 302人
- ・ 外国人研修生受入れ者数
H27 20人 → H31 27人

総合戦略の基本目標

- (1) 産業の再生による雇用を創出し、次世代を担うリーダー等を育成する
- (2) 若者等の定住を促進し、子育て環境を充実する
- (3) 町民の安心安全な暮らしを守り、がん予防対策を充実する
- (4) まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する

※今回の議会だよりでは(1)について、抜粋して掲載します。

委員会意見

福島町人口ビジョン（案）では、国及び北海道の方針を勘案し、2040年（平成52年）を目標とする推計人口は2,200人台を維持するとしている。

これは、「社人研」推計より約230人の人口減少を抑えた推計となっているが、当町における現状の合計特殊出生率を考慮した場合、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に準拠した出生率の適用は、適正であるとは思えないが、総合戦略の政策誘導による目標人口との説明であり、今後の町の人口減少抑制対策に期待する。

総合戦略（案）では、町の最上位計画である「第5次総合計画」（改訂案）の基本計画（改訂案）の主要施策の中から人口減少を抑制するうえで関わりの深い施策が「総合戦略」として位置づけられており総合計画との整合性は図られているものと思慮する。

総合戦略（案）については、日程の都合上、地方創生推進会議で審議されておらず、文書により今後の作業日程と作業部会でまとめた「人口ビジョン・総合戦略の課題及び考えられる施策の一覧表」を委員に送付、周知しているとのことであるが、国の策定指針では、地域性を重視し地域の実情に沿ったものとするを期待しており、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体で構成する推進組織で審議することが重要であるとしている。意見交換で基本目標4の「まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する」対策強化の意見も出されており、それらの内容も精査のうえ、今後、地方創生推進会議による審議意見や町民説明会による町民の考えを十分に取り込み目標人口の達成に向けて、より良い計画策定と実施へ鋭意努力されることを期待する。

水産業

◎「育てる漁業」を中心に、前浜資源を守り、育て、安定的に生産できる漁業をめざす

- ・「浜の振興計画」を策定し、育てる漁業等を中心とした安定的に生産できる漁業の確立と種苗生産施設をはじめとする生産基盤施設の整備を進める。

◎水産物のブランド化や加工品としての利用拡大を図り、付加価値を高める

- ・コンブを2次加工することにより、付加価値を高める。

■重要業績評価指標（KPI）

- ・漁業組合取扱額 H27 17億円 →H31 17億円
- ・コンブ生産量 H27 332トン → H31 322トン
- ・水産物ブランド化取組件数
H27 3件 → H31 3件

農業

◎各作物の収穫量を安定させ、町内消費拡大と町外への販路拡大を図る

- ・「福島版営農モデル」を確立し、専業農家を育成する。
- ・黒米、トウモロコシ等の町内消費拡大とインターネット販売等を活用し道内外への販路を拡大する。
- ・有害駆除を担う従事者を育成・確保するために、狩猟者向け免許取得費用等を支援する。

■重要業績評価指標（KPI）

- ・専業農家戸数 H27 8人 →H31 9人
- ・経営耕地面積 H27 125ha→ H31 125ha
- ・有害駆除従事者数 H27 3人 → H31 4人

むすび

今回の特別委員会は、議会として既に「第5次総合計画策定に関する調査特別委員会」（平成27年6月19日終了：同22日報告書手交）としての意見を示している状況の中で、10月5日にスタートした鳴海新町長の公約を反映した「総合計画の改訂と関連条例」、あわせて調整された「人口ビジョン・総合戦略」、「第2次まちづくり行財政推進プラン」との整合性について内容等を調査した。

新町長就任後の短期間で集中的にまとめられた努力は評価する。今後とも、町のシンクタンクである町職員が、活発な意見を交わし情報を共有し一丸となって町のビジョン達成に努力されることを期待する。

前回に指摘した「目指すべき福島町の将来像が明確に明示されているか」については、町長公約を盛り込んだ一定の計画が示されており評価する。

各案件についての論点と調査意見・課題は上記に示したとおりだが、計画(算定)根拠となる資料の精度には疑義が残る案件もあり、執行にあたってはさらに両基本条例の根幹である「協働」の精神を意識し、住民視点に立ったきめ細かな検討を希望する。

さらに、前回も指摘した事項であるが、地方自治体を取り巻く環境が益々厳しくなることを認識し、行財政経営の基本となる「最小の経費で最大の効果」を忘れること無く、第5次総合計画・総合戦略の各施策の目標達成に向けて、引き続きPDCAサイクルのもと、効果の検証と必要な改善に積極的に取り組み、適切な財政運営と関連する個別計画の確実な推進に努められることを強く期待する。

※PDCAサイクル…「計画（P）」「実施（D）」「検証（C）」「見直し（A）」の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること。

7条例を審議し可決

12 定例会 議会

空家等の適正管理に関する条例

【制定理由】

空家等の適正管理について所有者等の責任を明らかにし、適正な管理を促し、特定空家となることを防止する。管理不全の空家については、その早期解消を促し、良好な住環境を確保し、安全・安心で住みよいまちの実現に寄与するために制定するものです。

【施行期日】平成28年4月1日

がんなんかに負けない基本条例

【制定理由】

国は、「がん対策基本法」を制定。「がん対策推進基本計画」では、がん検診受診率50パーセント以上を目指しております。

しかし、町のがん検診受診率は依然として低い状況にあります。がん検診の無料化など、予防医療に重点を置いた施策を推進するため制定するものです。

【施行期日】平成28年4月1日

森林組合の経営について調査

－ 公共的団体の活動の総合調整（地方自治法第96条第1項第14号）－

【総合調整提案の経緯】

- (1)平成27年3月、北海道森林組合連合会・農林中央金庫札幌支店・北海道水産林務部で構成する組織強化対策チームによる福島町森林組合に対する調査が行われました。調査結果報告書には「経営改善を達成するためには森林組合役員自ら身を削る対応が必要であると同時に、経営の改善が滞り、旧態依然と変わることが無ければ、森林組合存続の有無を自ら決断しなければならないものと考えます。」との厳しい指摘がありました。
- (2)平成27年11月2日付で、福島町森林組合より窮状打開のための指導及び協力要請が町にありました。
- (3)町面積の90パーセント以上を森林が占め、小規模民有地所有者が多い福島町にとっては、森林組合が民有林施業の推進役という重要な任務を担う立場となっています。

以上のことから、**福島町森林組合に対して、組合経営に対する長期的な調査を行ったうえで、問題点を詳細に明らかにしていき、改善等を図っていくことで公共的団体としての正常化を図る**ことを目的に、地方自治法で定める規定により議決しました。

※地方自治法第96条第1項第14号の詳しい説明は24頁に記載しています。

・人財育成
・公共施設の指定管理
・空家等の適正管理
・がんなんかに負けない

新たな条例スタート!

定例会12月会議は12月15日から16日まで開催されました。
この会議では、条例の制定、条例の全部・一部改正、計画の変更、各会計の補正予算など町長提出の15件、議案提案の意見書（2件）など4件、計19件を審議しました。
一般質問では3名の議員が、町の対応や考え方をたずねました。なお、参画者は2名でした。

総合計画関連条例を含む

【審議の概要】

定例会12月会議では、総合戦略に関する調査特別委員会において、調査した町長公約の4条例を含む7条例について審議し、いずれも原案どおり可決いたしました。町長公約の4条例に関する制定理由は次のとおりです。

※町長公約の4条例については、4頁から6頁(調査特別委員会報告)に詳しく内容を掲載しています。

【町長公約の4条例以外に審議した条例】

- 福島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について(マイナンバー制度)
- 福島町農業委員会委員定数条例の全部改正について
- 福島町介護保険条例の一部改正について

人財育成基金条例

【制定理由】

社会環境が大きく変化する中で、自ら考え行動し、柔軟かつ弾力的に対応する人材育成を強化することが必要です。このため各分野における町の将来を担うリーダー等の人材育成を目的に人財育成基金を設置するものです。

【施行期日】平成28年4月1日

公共施設の指定管理者に関する手続き条例

【制定理由】

職員定数が減少していく中で、町民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公共施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とする指定管理者制度を導入するための手続きを制定するものです。

【施行期日】平成28年4月1日

【総事業費等(件数及び財源)の変更内容】

(単位:件、千円)

区分	件数	総事業費	財源内訳			
			国・道支出金	地方債	その他	一般財源
変更前	208	5,664,894	806,998	2,524,260	473,237	1,860,399
変更後	211	5,684,494	920,998	2,422,560	473,237	1,867,699
増減	3	19,600	114,000	△101,700	0	7,300

総合計画の変更

【変更の理由】

新規事業の追加及び事業内容等に変更が生じたため、総合計画を変更しました。内容は次のとおりです。

補正予算

■一般会計(主な補正)

○吉岡総合センター

整備事業費

1,652万円

無線LAN設置及びセン
ター内備品の整備のため追
加しました。

人事案件

■人権擁護委員の推薦

人権擁護委員に花田春夫さん(66歳)を適任である旨の意見を添えて答申しました。

■選挙管理委員会委員の選挙

次の方を選挙管理委員に指名しました。

- 花田 典明さん
- 野坂 禎子さん
- 花田 修一さん
- 江口 温志さん

■選挙管理委員会委員の補充員の選挙

次の方を選挙管理委員補充員に指名しました。

- 澤田 勝男さん
- 石倉 正史さん
- 山田 正宏さん
- 金谷由美子さん

○道路維持費

3,000万円

近年の降雪量増に対応するため、除排雪業務委託料を追加しました。



完成に向け工事が進む吉岡総合センター

11月会議

一部改正

11月会議は11月16日(月)に開催され、条例の一部改正1件と補正予算1件を審議しました。いずれも原案どおり可決しました。参画者は2名でした。

■福島町職員定数条例の一部改正

【改正の目的】

町の職員定数は、平成24年6月に79人に改正されており、この定数には、

定年退職者の再任用職員数が考慮されていませんでした。

平成28年度の職員採用及び再任用を見込んだ場合、現在の職員定数条例の上限を超える見込みであり、採用通知等の事務手続きが滞ることから早急に見直しの必要があること、また、現在、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会事務局については、各部署の職員が兼務している状況から、あわせて今回整理するため条例の一部を改正しました。

福島町職員定数条例の概要

部 局 等	改正前	改正後	増 減
(1)町長部局の職員	58人	69人	11人
(2)議会部局の職員	3人	3人	-
(3)教育委員会部局の職員	13人	13人	-
(4)選挙管理委員会部局の職員	1人	(1人)	△1人
(5)監査委員部局の職員	1人	(1人)	△1人
(6)農業委員会部局の職員	1人	(1人)	△1人
(7)水道事業部局の職員	2人	2人	-
計	79人	87人	8人

※改正後の(4)～(6)の内数は兼務となっていることから本来業務の部署にカウントされるため計から除いています。

- (4)選挙管理委員会部局の職員 → 町長部局の兼務
- (5)監査委員部局の職員 → 議会事務局の兼務
- (6)農業委員会部局の職員 → 町長部局の兼務

補正予算

■一般会計 ○庁舎管理費

30万円
庁舎の窓口サービスの充実を図るため、ローカウナーの設置等に伴う修繕費を追加しました。

夜間議会の開催

～しっかりと討議する議会～



昨年の夜間議会 (H27. 3. 9)

3月10日(木)

時間 午後6時～午後9時
場所 議場(役場3階)
内容 一般質問

平成28年度の町政執行方針や予算などを決める議会を3月10日から開催する予定です。日中は仕事で議場へ来ることが出来ない方のために、夜間議会を開催し、「一般質問」を行います。一般質問は1人1問とし、時間内に終了しない場合は11日(金)の午前10時から再開します。

また、議場内の傍聴席は30席で入場は受付順とさせていただきます。満席の場合は1階ロビーのテレビでも議場の様子を放映していますので、ご自由にご覧いただけます。

○議会HP <http://www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/>

(リンク先) 福島町HP <http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/>

審議した議案と各議員の



・賛成が○、反対は×と表示しています。
 ・溝部幸基議長は採決には加わりません。

会議名	議案番号	議案名	議員名										審査結果	議決日		
			杉村志朗	滝川明子	川村明雄	花田勇	木村隆	平沼昌平	佐藤孝男	熊野茂夫	平野隆雄					
11月会議	30	福島町職員定数条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	11月16日	
	31	平成27年度福島町一般会計補正予算（第8号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
12月会議	32	福島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	12月15日	
	33	福島町人財育成基金条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	34	福島町公共施設の指定管理者に関する手続き条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	35	福島町がなんかに負けない基本条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	36	福島町空家等の適正管理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	37	福島町農業委員会委員定数条例の全部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	38	福島町介護保険条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	39	第4次福島町総合計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	40	福島町内の公共的団体の活動の総合調整について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	41	平成27年度福島町一般会計補正予算（第9号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		12月16日
	42	平成27年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
	43	平成27年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決		
44	福島町総合体育館耐震化等改修工事請負契約の議決更正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決			
報告8	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	※報告事項は、採決はありません。										報告済	12月15日			
諮問1	人権擁護委員の推薦について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案適任	12月16日		
選挙5	福島町選挙管理委員会委員の選挙について	11頁に記載のとおり指名しました。														
選挙6	福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について															
発委4	北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決			
発委5	「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決			

一般質問

定例会12月会議での一般質問は、3名の議員から3項目の質問がありました。
1回目の質問・答弁の要点を掲載しました。

質問 学校給食での地元使用米を増やしては

答え 50パーセントを目標に 計画的に増やしていく



滝川 明子 議員

滝川明子議員

TPPの影響が心配です。政府は国産米の多くは備蓄米にまわすとのことですが、生産者は収穫の喜びである新米が古米になる運命には大変な想いで居られるの

ではないでしょうか。せめて学校給食で使われる地元産の米を多くしてはいかがでしょうか。

(盛川教育長)

町内の稲作農家では、需給割合が均衡し、あまり古米は発生していないと聞いています。

学校給食用の精米は、財

団法人北海道学校給食会と地元産を併用していますが、

福島町食育推進計画には学校給食における地場産物の使用割合の目標値があり、

その内、精米の使用割合は平成24年度時点で22%のものを平成30年度には50%まで高めようとするものです。

実績として平成25年度に

は1,005キログラム(31.1パーセント)、平成26年度には1,035キログラム(33.9パーセント)と毎年増えています。

今後とも福島町学校給食センター運営委員会と協議しながら地元産米の使用割合を計画的に増やしていきます。

質問 快適な生活環境を

答え 河川環境の状況を勘案して、 関係機関と連携し対応する



杉村 志朗 議員

杉村志朗議員

福島町の各町内会には観音橋川、緑川や寺の沢川などの小河川がありますが、春から秋までの間、不快な異臭や悪臭のために快適な住生活が営まれていない状況です。町としてどのような対策を考えているのか。

(鳴海町長)

小河川の水質悪化による悪臭対策でございますが、ご指摘のとおり夏場などは悪臭による苦情が寄せられる状況にあります。

原因については、河床の段差により流水がスムーズに流れないことや濁水期における汚水による堆積物及び家庭雑排水並びに事業所等の排水と混ざり、その対応としては段差の解消や河川の清掃が考えられますが、

抜本的な悪臭除去対策は困難な状況にあります。

平成23年度から実施している浄化槽整備事業を継続して進めることや、住民に対しては、排水の際に油分を流さない、河川で腐敗の原因となる固形物を流さないことなど河川環境を良好に保つための啓発をするとともに地域住民や事業所等に対しては、水質の浄化に協力していただくよう指導の強化を図ります。

なお、水の流れを良くするため河床の段差の解消を図ります。

また、河川環境の状況を勘案して、随時清掃するとともに関係機関と連携した対応をしていきます。

ここが聞きたい！

質問 トンネル記念館をコンセプトチェンジしてリニューアルを

答え リニューアルは、記念館・道の駅等のあり方を含めて議論する



木村 隆 議員

当町の場合、新幹線開業に向けた準備は万全とは言えませんが、今後、世界的な大工事を記録する記念館としての役割を担いながら、新幹線の開業を契機として訪れる全国の方々に、函館市を中核として道南圏が一体となって迎えられる環境を整備する必要があります、これらの取り組みを渡

(鳴海町長)

島・楡山が連携して取り組んでいるところですが、来年度にはシアター室の映像を北海道新幹線も含めた映像として、新たに作成する予定であり、ご提案のあった歴史上の関連した偉人や文化財については「海峡交流史」コーナーの中で活用しながら、展示内容の充実を図りたいと考えています。

北海道新幹線開業が、問近に迫っています。前町長は新幹線開業をにらんで新しい道の駅構想を公約に掲げ当選。地域住民を巻き込んだ中で議論を進め、最終的には新幹線の開業効果が見込めたら建設したいという結論となった。しかし近隣自治体では、新幹線開業効果を少しでも得たいと様々な施策、手法を講じて先手を打ち準備を推し進めています。

木村 隆議員

北海道新幹線開業が、問近に迫っています。前町長は新幹線開業をにらんで新しい道の駅構想を公約に掲げ当選。地域住民を巻き込んだ中で議論を進め、最終的には新幹線の開業効果が見込めたら建設したいという結論となった。しかし近隣自治体では、新幹線開業効果を少しでも得たいと様々な施策、手法を講じて先手を打ち準備を推し進めています。

私としては、より多くの方々を迎え入れるには、町全体がおもてなしの心を持つ必要があると考えています。なお、青函トンネル記念館のリニューアルに関しては、長期的な視点で記念館のあり方及び道の駅等のあり方などを含めて、議論を深めていきたいと考えています。

当町の歴史を顧みると偉人や文化財などの観光ポイントは沢山あります。縄文時代の吉岡地区遺跡群、平安期の神楽から繋がる松前神楽、室町末期のキリスト布教からなる蝦夷キリシタン、江戸初期には円空、宮崎村文書、後期には伊能忠敬、明治には土方歳三、榎本武揚、そして青函トンネルがあります。

これらを一堂に会して「福島町の歴史を紡ぐ」という新たなコンセプトを持った情報発信基地として青函トンネル記念館のリニューアルオープンを目指してはどうか。

当町の歴史を顧みると偉人や文化財などの観光ポイントは沢山あります。縄文時代の吉岡地区遺跡群、平安期の神楽から繋がる松前神楽、室町末期のキリスト布教からなる蝦夷キリシタン、江戸初期には円空、宮崎村文書、後期には伊能忠敬、明治には土方歳三、榎本武揚、そして青函トンネルがあります。

文書質問

蝦夷ヶ沢線の道路〔坂道〕の改良問題について

質問者：川村 明雄 議員

(提出 11月11日：回答 11月20日)

問 標記の事案は、これまでも地区住民との対話や対策が検討されてきたようですが、次の点について再考ができないか伺います。

特に冬季の積雪状態時に生活関係車両の進入ができないことが問題とのことであり、その解消を図るような対策をとれないか。

- (1)車両のスリップ緩和のために設置したゴム盤の交換(剥離損耗が多いため)又は、他の方法によるスリップ防止策の検討。
- (2)坂下から見て右側の道路幅の1m程度の拡幅。
- (3)積雪状態時の融雪方法の検討。
(生活車両進入時の融雪剤散布など)
- (4)坂の途中にある空き家の適切な処理対策の可否。
- (5)降雪時の確実な除雪対応。

- 答**
- (1)ゴム盤付インターロッキングブロックが生産中止となっています。ゴム盤が多く剥がれた不良個所については、コンクリート舗装等で検討してまいります。
 - (2)所有者は相続人が多く多岐にわたるため登記が困難となつておりますので、用地の取得が困難です。また、山側の道路を拡幅しても町道館崎線とのすり付け区間が急勾配となり取付けが困難です。
 - (3)住民に融雪剤を配布し散布をお願いしています。
 - (4)今後、制定を予定しています「空家等の適正管理に関する条例」で対応を考えています。
 - (5)通常の除雪路線に入れた対応を検討してまいります。



蝦夷ヶ沢線 (館崎地区)

議会諮問会議から答申

議会・議員活動のさらなる充実を



上) 諮問会議の様子

右) 村山和治委員より答申内容の説明を受ける、溝部議長・平沼議会運営委員長



11月30日(月)に議会基本条例に関する諮問会議から答申がありました。諮問事項は、次の2点です。

①議会評価(平成26年度)の検討

②議会基本条例全体の検討

答申を受け、それぞれの項目の改善に向け、行動計画を作成し、平成28年1月から実施しています。議会でも検討した行動計画は19頁から22頁に掲載しています。

議会諮問会議 答申内容

1. 議会評価(平成26年度)の検討

1年ごとに実施し町民に公開している議会評価については、適正に行われていると認めるが、次の点についての検討を希望する。【議会だより第105号に掲載済み】

(1) 議会の活性度について

○討論 ～「討論」の意味を記載したほうが良い。

(2) 住民参加度について

○各種団体との懇談会の開催(常任委員会の活動)～他の具体的な活動内容も記載したほうが良い。

2. 議会基本条例全体の検討

議会基本条例について一条ずつその現状と課題を確認した結果、見直し改正は必要ないものと判断する。

ただし、定着したルール(規定)を基本条例に入れ込む整理をし、議会が進めてきた改革を理解しやすくするため、条文に関連した相関図を作成すること、また、議会及び議員活動をさらに充実させるため、議会において十分協議のうえ対処されることを望む。地方を取り巻く環境は大変厳しく、議会の役割も益々重要になっている。町民との協働をしっかり認識し、町民の負託に応え、豊かなまちづくりのために不断の努力をされることを強く期待する。

(1) 福島町議会基本条例第28条の規定に基づく検討調書による。(18頁のとおり)

(2) 参考意見

議会が取り組んでいる、①わかりやすく町民が参加する議会、②しっかりと討議する議会、③町民が実感できる政策を提言する議会の3項目に対して、今回の議会基本条例全体の検討と併せ項目ごとに意見をまとめたので、参考にしていただきたい。

① わかりやすく町民が参加する議会

議会報告会などによる町民に対する情報提供は定着し、町民の理解も深まっていると考えられるので、今後も継続していくとともに、この場を議会に対する町民の政策提案の場としても充実させてほしい。

また、今後に予定されている議会ホームページのリニューアルに際しては、町民が議会活動への関心をいっそう高めるとともに、町民の間で話題になるような情報の発信を心がけてほしい。



現在の議会ホームページ



福島町総合戦略に関する調査特別委員会

②しっかりと討議する議会

会議条例を改正するなど、討議する議会に向けた改革は進んでおり、委員会における討議も活発になっている。今後はそれを議会からの政策提案に結びつけるいっそうの工夫が求められる。

一方、本会議における討議はまだ試行錯誤の段階にあるので、今後は議案のポイントをあらかじめ論点整理し、各議員がそれを活かして本会議に臨むなどの工夫が求められる。

③ 町民が実感できる政策を提言する議会

議会が強く求めた総合計画条例の制定実現や、第5次総合計画の策定に向けた議会の政策提言などは、議会の政策活動として全国的にも高く評価されている。

とくに自治基本条例、議会基本条例、総合計画条例の3大条例がそろう(全国では2例目)ことによって、政策を中心にした町政運営の基本ルールが明確になったので、今後の議会には、これを積極的に活かしたメリハリの利いた政策活動の展開が期待される。



議会基本条例

※条例の内容をわかりやすく解説した冊子をご希望の方は議会事務局へご連絡下さい。

議会基本条例見直し内容

条	項 目	方向性	改 善 内 容
前	前文	現状維持	確認
1	目的	新規改善	確認
2	議会・議員の使命	新規改善	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議での議員間討議を実施する ・発言を明確にするため一定のルールを検討する
3	通年議会	現状維持	現状のままとする
4	議員の政治倫理	新規改善	議員の言動に問題がないか本会議終了後に確認する
5	議会の活動原則	新規改善	広報・広聴常任委員会を定期的に開催する
6	議員の活動原則	新規改善	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条に同じ ・議員勉強会で各議員が発言する場を検討する
7	町民参加・町民との協働	新規改善	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条に同じ ・町内会要望の中で、常任委員会で調査する事項がないか検討する
8	町長等と議会・議員の関係	新規改善	<ul style="list-style-type: none"> ・他議会の質問項目等を参考に一般質問の検討を行う ・勉強会のなかで一般質問予定の概要を説明する場を設け、議員間で意見交換を行うことにより質問内容の更なる充実を目指す
9	町長による政策形成過程等の説明	現状維持	現状のままとする
10	予算・決算における政策説明資料の作成	引き続き改善	分かりやすい説明資料の作成に向けて行政と協議する
11	議決事件の拡大	新規改善	<ul style="list-style-type: none"> ・福島町人口ビジョン・総合戦略を追加する ・現在規定している計画を引き続き議決事件とするか行政側と協議する
12	文書質問	新規改善	<ul style="list-style-type: none"> ・町民要望等に対応する手段として有効活用する ・一般質問と連動した積極的な活用を検討を行う
13	適正な議会費の確立	現状維持	現状のままとする
14	議員定数・歳費	現状維持	現状のままとする
15	議員研修の充実強化	新規改善	テーマを決めた行政視察のあり方を常任委員会で検討する
16	政務活動費	新規改善	交付額のあり方も含め利用促進に向けた検討を行う
17	議会白書、議会・議員の評価	現状維持	現状のままとする
18	議長・副議長志願者の所信表明	現状維持	現状のままとする
19	議会広報の充実	新規改善	<ul style="list-style-type: none"> ・文字を大きくし、より見やすいレイアウトを検討する ・フルカラーについて検討する
20	附属機関の設置	現状維持	現状のままとする
21	議会事務局の体制整備	現状維持	現状のままとする
22	議会図書室の充実、公開	新規改善	議会関係資料を議会図書室に保管することを検討する
23	自由討議による合意形成	新規改善	第2条及び第6条に同じ
24	委員会の活動	新規改善	第2条及び第6条に同じ
25	開かれた活動的な議会の推進	新規改善	第5条に同じ
26	最高規範性	現状維持	現行のままとする
27	議会・議員の責務	新規改善	第5条及び第7条、第19条と同じ
28	見直し手続	引き続き改善	前回同様に検討を行い、行動計画をまとめ改善に取り組む。
29	条例のづくり	現状維持	現行のままとする

議員間討議の活発化を目指す 各議員の考えをしっかりと発信

2条
4条
6条

【条文の内容】

第4条（議員の政治倫理）

議員は、議会の役割を十分果たすため、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。

【現状・課題】

○不当要求行為等を防止する条例

平成20年6月に「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」を制定し、町民から信頼される議会づくりを進めてきている。

必要に応じ、議長から町民や町職員に誤解を招かないよう行動するよう議員に注意を促している。

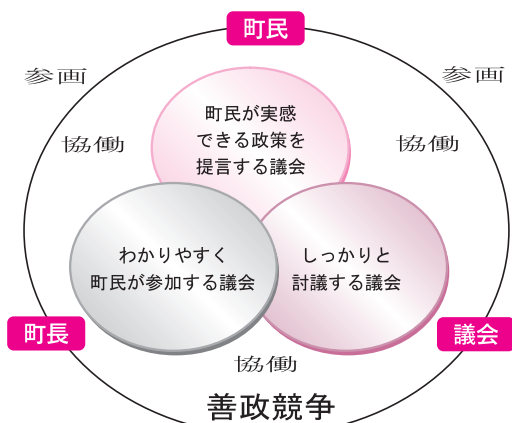
現在も現庁舎に移転した際の申し合わせとしている「各課のカウンターを超え、事務室に入らない」ことを基本とし、何かあった際には議会事務局を通して調整する形を続けている。

【行動計画】

□本会議の反省事項への項目追加

これまで実施してきている本会議終了後の議会運営委員会の反省事項に「政治倫理基準の遵守」の項目を毎回設け、議員個々の言動に問題等がないか意見交換する。

※既に平成28年1月より実施済み。



【条文の内容】

第2条（議会・議員の使命）

二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策の立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。

第6条（議員の活動原則）

議員相互の自由な討議を推進する。町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地からとらえた活動をする。

【現状・課題】

○議員間討議が不足

常任委員会では、休憩中に論点整理を行い、再開後に議員間討議が行われている。しかし、本会議での論点整理と議員間討議はほとんど行われていない状況にある。

○発言の簡潔・明瞭化

議員の質疑・意見交換における簡潔・明瞭な発言に努めることが大切である。

【行動計画】

□議員間討議の取組方法の検討と試行実施

議会では、議員間討議が活発に行われるための取組方法を検討し、本会議及び常任委員会で試行実施する。

（諮問会議からの意見）

事前勉強会で納得してしまい、本会議での討議が行われないとのことだが、気軽に討議することが大事であり、例えば本会議において勉強会で出た疑問や論点などをまとめて報告することも必要ではないか。大切なことは問題を公開することである。

□発言の一定のルールを検討

議会運営委員会において一定のルールを検討し、よりわかりやすい質疑・意見交換に努める。

議会ホームページ・議会だよりはより見やすく 各種団体との定期的な懇談を検討

5条
7条
19条

【条文の内容】

第7条（町民参加・町民との協働）

議会は、説明責任を十分に果たし、町民と互いの情報を共有する。町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会・議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような協働を目指して、政策提案の拡大を図る。町民の参加と連携を高める方策として、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。

【現状・課題】

○常任委員会の懇談会

広報・広聴常任委員会は定期的な開催が実現できていない。

○議会報告会

議会報告会の開催は、町民にもその目的が認識され、定着化したと理解している。今後は、町民が興味を持ち参加したいと思えるテーマの検討も必要である。

【行動計画】

□広報・広聴常任委員会の定期的な開催

町内の各団体等と懇談会などを積極的に開催し、「町民が実感できる政策を提言する議会」の実現を目指す。

年度当初に広報・広聴常任委員会を開催し所管ごと（総務教育部会、経済福祉部会）に関連団体との懇談を検討する。

□町内会要望の活用

毎年、行政側が実施している「町政に対する要望・意見の取りまとめ」を町民からの請願・陳情と位置づけ、両常任委員会の調査事項の項目として検討する。

□議会報告会

現状のまま、3班体制による実施を進める。

【条文の内容】

第5条（議会の活動原則）

議会は、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。ホームページを利用して、会議の議案・調査資料等を事前に情報提供する。

第19条（議会広報の充実）

議会は、町政に係る論点・争点の情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知する。多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つ議会広報活動を行う。

【現状・課題】

○議会ホームページのリニューアル

町ホームページと同様に平成27年度中にリニューアルする予定である。

○議会だよりのレイアウト

ページ数（予算）の関係上、議会活動の内容を詳細に伝える編集方針も影響し、文字サイズも小さく、行間の狭い紙面構成になりがちである。

【行動計画】

□議会ホームページのリニューアル

議会ホームページのリニューアルに向け、他議会を参考により見やすいレイアウトを検討する。平成28年度からの本格運用を目指す。また、誰でも簡単に編集できるシステムとなることから、より迅速な情報提供を目指す。

□町民に親しまれる議会だよりの検討

文字サイズの拡大やレイアウトの工夫等により、町民に親しまれる議会だよりを検討する。また、現在、表裏カラー（ほかは2色刷り）となっているが、フルカラーについても検討する。

一般質問を更に充実 議決事件の対象を再度検討

8条
11条
12条

【条文の内容】

第11条（議決事件の拡大）

代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、議会の議決事件について、次のとおり定める。

- (1)福島町総合計画
- (2)福島町過疎地域自立促進市町村計画
- (3)福島町まちづくり行財政推進プラン
- (4)福島町都市計画
- (5)福島町地域防災計画
- (6)福島町地域マリンビジョン計画
- (7)福島町農業振興地域整備計画
- (8)福島町森林整備計画
- (9)福島町地域福祉計画
- (10)福島町住宅マスタープラン
- (11)福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (12)子ども・子育て支援事業計画

【現状・課題】

○議会としての対応

提案される前段に両常任委員会において所管事務調査を行い、疑義をただし、必要に応じ修正を求め、計画を十分認識したうえで議決に臨む姿勢の充実につながっている。

【行動計画】

□議決事件の追加及び見直し

「福島町人口ビジョン・総合戦略」を追加する。
これまで議決事件とされている12件のうち10件の重要計画を議決したが、再度、内容の精査を行い、行政側と協議し、現在規定している計画の追加及び削除を検討する。

【条文の内容】

第8条（町長等と議会・議員の関係）

緊張関係を維持しながら、福島町の善政について競い合い町政を運営する。質疑応答の回数・時間などを制限しない一問一答方式にする。一般質問等は、その目的を十分認識し、単に町長等の質問に終始することなく、政策提言等を展開する。町長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。

第12条（文書質問）

通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問をすることができる。

【現状・課題】

○一般質問

一般質問の1会議あたりの質問件数が全国平均より少ない状況にある。

○文書質問

質問が特定の議員に偏っている。政策提案等に向けた積極的な文書質問の活用が必要である。

【行動計画】

□一般質問の充実

他の町村議会の質問項目等を参考に、当町でも取り上げる一般質問内容がないかを確認し、一般質問の更なる充実を図る。

□文書質問の更なる充実

町民要望等に対応する手段として、一般質問と同様、積極的に活用する。

（諮問会議からの意見）

文書質問をもっと有効に活用すべきである。

政務活動費を増額し議員活動の活性化を 任期中に議会基本条例の改正内容を整理

16条
29条

【条文の内容】

第29条（条例のつくり）

この条例のつくりの根底をなすものは、正確を基本とするとともに、条文をわかりやすくするため、引用文の省略など、条例制定の既定の手法を改善するものとする。

【現状・課題】

○改革の内容が多岐にわたるため整理が必要

現状では条文等の見直しは必要ないと考えています。しかし、議会基本条例の制定以降、改革が進んでいるが、改革の内容が多岐にわたり細かくなるにつれて全体像が見えにくくなっている。関連の条例・規則・規程・基準などに定めた規定のなかには、議会基本条例の本体に掲げた方がよいと思われるものもあります。これを4年後の見直しの時の課題とするために、今から整理しておく必要があります。

【行動計画】

□4年後の見直しに向けた整理・検討

上記の現状・課題の内容を踏まえ、4年後の見直しに向け、次のとおり整理・検討する。

（具体的な見直し内容）

- (1) 定着したルールを議会基本条例本体に入れ込む整理をする。
- (2) 条文と関連した規定（規則・基準）を整理し整合性を図る。〔条例等の関係図の作成〕
- (3) 今任期中に全体を精査調整一括して条例改正で対応する。

【条文の内容】

第16条（政務活動費）

議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める福島町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき議員個人に対して交付する。政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決を要する予算であることから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出し、自ら1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に公表する。

【現状・課題】

○全員が交付申請していない

議員全員が交付申請していない状況にあります。また、政務活動費の精算による戻し入れもあります。議員の政策研究、政策提言等がより進むよう政務活動費を有効活用することが必要です。

現在月額5千円（年額6万円）となっており、各地に研修・視察等を行うには十分とは言えない交付額となっている。また、改選期においては、改選前の4月～8月までの5ヵ月間は交付されません。

【行動計画】

□政務活動費の交付額等の見直し

政務活動費の活用実績をもとに交付額のあり方も含め活用促進に向け検討する。

（具体的な見直し内容）

- (1) 交付額を月額5千円から月額1万円に引き上げる。
- (2) 改選期においても、4月から8月までの5ヵ月分を交付する。
- (3) 平成28年度からの適用に向け、平成27年度定例会3月会議に条例改正案を提案する。

◆ 会議等出席状況 ◆

会議や議会へ通知があった行事等の12月から1月までの出席状況をお知らせします。
「○」は出席、「×」は欠席、「-」は出席不要、「◎」は委員外議員として出席、「△」は別公務のため欠席、「職」は議長の職務出席を表しています。

年 月 日	会 議 ・ 行 事 名	杉村	滝川	川村	花田	木村	平沼	佐藤	熊野	平野	溝部
H27. 12. 1	福島町総合戦略に関する調査特別委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職
12. 2	福島町総合戦略に関する調査特別委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職
12. 3	福島町総合戦略に関する調査特別委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	職
12. 4	渡島西部広域事務組合議会 平成27年第3回定例会	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○
12. 5	福島町青少年の主張大会	×	○	○	×	×	×	○	×	×	○
12. 7	一般質問通告	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○
12. 7	議会運営委員会（定例会12月会議の運営ほか）	-	○	○	○	-	○	-	○	◎	職
12. 11	福島町総合戦略に関する調査特別委員会 意見書手交	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○
12. 11	議員勉強会（定例会12月会議議案ほか）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 15	定例会12月会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 15	総務教育常任委員会（意見書）	-	○	○	-	○	-	○	-	○	○
12. 16	定例会12月会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 16	全員協議会（議会基本条例の検証）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 17	北海道新幹線開業100日前セレモニー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. 22	福島商業高等学校学習成果発表会	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○
12. 22	議会運営委員会（議会基本条例見直し検討による行動計画書、定例会12月会議の反省事項ほか）	-	○	×	○	-	○	-	○	◎	職
12. 28	議会基本条例見直し検討に係る行動計画書手交	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○
H28. 1. 4	福島消防団出初式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1. 4	福島町職業援護相談所総会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
1. 6	平成28年三者合同新年交礼会及び平成27年度町表彰受賞等祝賀会並びに新福島町合併60周年記念感謝状贈呈者祝賀会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1. 7	「かき小屋知内番屋」オープニングセレモニー・祝賀会（知内町）	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
1. 12	道の駅「みそぎの郷きこない」施設内覧会・オープンレセプションパーティー（木古内町）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
1. 15～17	長崎県松浦市市制施行10周年記念式典（長崎県松浦市）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
1. 21	議会運営委員会（定例会1月会議の運営ほか）	-	○	○	○	-	○	-	○	◎	職
1. 21	定例会1月会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1. 21	全員協議会（平成27年度国の補正予算に係る「地方創生加速化交付金」について）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1. 21	議会運営委員会（議会だよりの編集ほか）	-	○	○	○	-	○	-	○	◎	職
1. 26	渡島西部四町議会議員連絡協議会 第2回理事会（知内町）	-	-	-	-	-	○	-	-	○	×
1. 28～29	福島商業高等学校存続要望（札幌市）	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-

23 福島町議会だよりに

町民の声

76号より町民の皆さんから寄せられたご意見や感想を掲載しています。



ペンション鶴 勤務
長橋 誠さん(31歳)

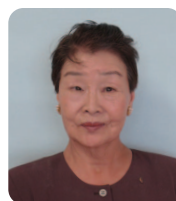
自然の魅力

私は四年前に札幌市から福島町に戻ってきました。札幌と違い空気がとても美味しい。そしてなにより『海』があります。私が小さい頃は横綱ビーチが無かったので、学校が終わったら友達と自転車に乗って浦和や岩部まで遊びに行っていました。大人になってからは海に行く機会が無く、福島に帰ってきて海の匂いを嗅ぐと懐かしい気持ちになります。

私の働いている民宿は、津軽海峽が一望できる場所にあり、お客様から『景色がとても良いね』との声をよく耳にします。普段見慣れている景色でも、観光に訪れる人にとっては魅力的だと再認識させられます。

三月末には北海道新幹線が開業になり、福島町を観光に訪れる人は増えると思います。これが起爆剤となり、福島町の魅力をもっと多くの人に知ってもらい、もっと元氣な町になってくれればと期待しています。

議員の雑感



総務教育常任委員 滝川 明子

おとも、ほめよう

私は、公益法人ACCジャパンの新聞広告、メッセージに強く、心が魅かれました。

「いいね」って言われると、自信になる。

「よくやったね」って言われると、次もがんばれる。

ほめられて嬉しいのは、ちゃんと見てくれていて、おとなをほめるのって、

「二〇一六年が、私の愛する福島町と町民みなさんが笑顔で希望が持てる年であり、ますように心から願っております。」

ちよっと照れくさいけど、一生懸命な姿や、いいところを見つけたら、素直に伝えてみませんか。

そばにいるあなたのひと言だから、チカラになる。おとも、ほめよう。

編集後記

2月を迎え、外はまだまだ雪景色。これから徐々に春を迎え、緑が芽吹く季節に向かっていきます。

議会においては、2月会議で総合戦略、また、3月会議では新年度予算を審議する予定です。人口減少が急激に進む中、議会としても引き続きしっかりと審議・議決し、町政運営を厳しくチェックすることで責任を果たしていきたいと考えています。

今回は、総合戦略に関する調査特別委員会、諮問会議の答申を中心とした「議会だより第108号」をお届けしました。

議会運営委員会

議会の主な予定

※予定ですので変更となる場合があります。

2月

- 23日 議会運営委員会 午前9時～
(定例会2月会議の運営ほか)
- 〃 定例会2月会議 午前10時～
- 〃 経済福祉常任委員会 定例会2月会議終了後
- 24日 総務教育常任委員会 午前10時～

3月

- 2日 議会運営委員会 午後3時～
(定例会3月会議の運営ほか)
- 10日～18日 定例会3月会議 午前10時～
- 10日のみ 夜間議会(一般質問) 午後6時～

この言葉 どういう意味?

○公共的団体の活動の総合調整とは? (10頁関係)

議会の議決事項に、「普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。」があります。

(地方自治法第96条第1項第14号)

- 「普通地方公共団体」→ 福島町
- 「区域内」→ 福島町内
- 「公共的団体等」→
 - ・漁業協同組合、商工会、森林組合、農業協同組合等の産業経済団体
 - ・社会福祉協議会等の社会福祉団体
 - ・体育協会、文化団体等の公共的な団体を営むものすべてが含まれます。

今回は、森林組合の要請を受け、町長の権限(区域内の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。)により、長期的に経営状況の調査を行い、改善等を図っていくことを目的に地方自治法に基づき議会として議決しました。



北方領土返還
要求運動の
シンボルの花

「千島桜」